



2025 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 孝之
(コード番号 4310 東証プライム)
問 合 せ 先 経営管理グループ長 岩佐 将誠
(TEL 03-5532-3200)

株式交付型インセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025 年 12 月 2 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 74,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,566 円
(4) 処分総額	191,167,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口) 74,500 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2014 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の従業員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材を確保することを目的として、株式交付型インセンティブ・プランである「株式付与 ESOP 信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社と締結する株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき本制度の対象となる 2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度に当社従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.78%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 94,431 個に対する割合 0.79%）となります。

<信託契約の概要>

(1) 制度の名称	株式付与 ESOP 信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(3) 信託の目的	当社従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社
(5) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
(6) 受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(8) 信託契約日	2014 年 5 月 13 日
	2025 年 11 月 27 日付で信託契約変更予定
(9) 信託期間	2014 年 5 月 13 日～2028 年 8 月 31 日
(10) 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日 1 カ月（2025 年 10 月 6 日から 2025 年 11 月 4 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である 2,566 円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の直前営業日 1 カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 4 日）の当社株式の終値である 2,647 円に 96.94%（ディスカウント率 3.06%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日 3 カ月間（2025 年 8 月 5 日から 2025 年 11 月 4 日）の終値の平均値である 2,618 円（円未満切捨て）に 98.01%（ディスカウント率 1.99%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日 6 カ月間（2025 年 5 月 7 日から 2025 年 11 月 4 日）の終値の平均値である 2,594 円（円未満切捨て）に 98.92%（ディスカウント率 1.08%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役（4 名、うち 3 名が社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上